

2014年9月
No.14-110a(全)

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2014年8月29日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0829第5号」にて、別掲の項目の検体検査実施料が2014年9月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
------	-------	------	-----	-------------	---

D009 腫瘍マーカー

19	可溶性メソテリン関連ペプチド	化学発光酵素免疫測定法 (CLEIA 法)	220	生化学Ⅱ 144	* 1
----	----------------	--------------------------	-----	-------------	-----

N005 HER2 遺伝子標本作製

1	ALK 融合タンパク	免疫組織化学染色法	2,700	病理 150	* 2
---	------------	-----------	-------	-----------	-----

[注]

* 1：ア 可溶性メソテリン関連ペプチドは、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「19」肺癌胎児性抗原(POA)の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、悪性中皮腫の診断の補助又は悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して治療効果の判定若しくは経過観察を目的として実施した場合に算定する。

ウ 本検査を悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合は、以下のいずれかに該当する患者に対して使用した場合に限り算定する。この場合、本検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(イ) 石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者

(ロ) 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者

(ハ) 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者

エ 本検査を悪性中皮腫の治療効果の判定又は経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、本検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。

* 2：ALK融合タンパクは、非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として本区分の「1」に準じて算定する。

以上